

令和4年11月29日

東京都知事殿

団体所在地 東京都新宿区歌舞伎町 2-1-2
HANROKU ビル 3 階
団体名 一般社団法人 Colabo
代表者名 代表理事 仁藤夢乃

令和4年度若年被害女性等支援事業に関する事業計画書

1 事業の実施時期

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 年間の支援対象見込み数

- ・アウトリーチ支援 延べ 5,000 人程度
- ・居場所の提供支援 延べ 50 人程度
- ・自立支援 延べ 50 人程度

3 事業計画の内容

(1) アウトリーチ支援

① 夜間見回り等の方法（支援方法、活動エリア、回数、支援員の数等）

渋谷区、新宿区と連携し、週1回程度、2拠点でアウトリーチを行う。

繁華街にキャンピングカー仕様のマイクロバスを停車させ、バスの周りにテントを置き、イスやテーブルを並べて食事や話ができる場をつくる。そこを拠点に、スタッフとボランティアがチームに別れて少女たちに声をかけ、団体の活動や、バスでの支援を案内する。寒さをしのぐためのカイロや緊急連絡用としてテレホンカード、食料などの物品を提供したり、相談窓口の紹介が載ったカードやグッズを配布したりする。

バスでは、食事や物品提供を行いながら、相談者の状況を把握し、関係性を作る。必要に応じて相談や、行政・病院などへの同行支援、緊急一時保護を行う。

・新宿区

実施場所：新宿区役所前

頻度：毎月第1、第3水曜日を想定

時間：区役所閉庁後の22:00～26:00

※コロナ禍、街や少女たちの状況も刻一刻と変わるため、様子を見ながら、必要に応じて開催時間を前後させることがある。

・渋谷区

実施場所：神宮通り公園、またはセンター街

頻度：毎月第 2、第 4 水曜日を想定

時間：22：00～26：00

※コロナ禍、街や少女たちの状況も刻一刻と変わるため、様子を見ながら、必要に応じて開催時間を前後させることがある。

・体制

支援員：5 名（社会福祉士、キャリアカウンセラー、支援団体での実務経験者など）

警備：毎回 3～4 名

声かけ：ピアスタッフ 1～5 名（当事者に近い年齢で気持ちのわかる者など）

ボランティア 2～5 名

食事提供：弁当作りボランティア 2～5 名、運搬ボランティア 1 名

スーパーバイザー：2 名（前婦人保護施設長、弁護士）

※必要に応じて、各専門家、支援団体、企業などと協力する

② 相談及び面談の方法（相談の受付方法、面談の方法、対象者の見込み人数等）

・アウトリーチ開催時「バスカフェ」での面談

・HP から寄せられる相談への対応

・メール相談

・電話相談

・SNS 相談（LINE、Twitter、Instagram 等）

・面談

・出張面談

③ 相談対応職員等に対する研修計画（研修の内容・対象者・見込み回数等）

・新入職員研修

（団体や活動への理解、基本姿勢の修得・新入職員・1 日）

・若年女性専門支援員養成研修

（1. 性搾取の手口など少女たちが置かれている現状への理解、支援員としての基本的な考え方、2. 自傷やトラウマ、障害への理解、3. 性と妊娠、性暴力被害への対応、4. 保護や支援の具体的な選択肢を知る・支援員・全 12 講座）

・支援団体実地研修

（認定 NPO 法人抱樸にて団体活動への参加、意見交換・支援員、事務局職員、2 日）

※その他、必要に応じて研修を行う

(2) 関係機関連携会議への参加

下記に参加する。その他、必要に応じて個別での連携会議に参加する。

東京都若年被害女性等支援事業連携会議

(3) 居場所の提供に関する支援

① 居場所の状況（場所、建物の形状等）

・居場所1 [REDACTED]

1階：共有スペース（リビング）、キッチン、トイレ

2階：風呂、トイレ、スタッフ宿泊・物品管理室（1部屋）、緊急避難スペース（1部屋）

・居場所2 [REDACTED]

3LDK：リビング、キッチン、風呂、トイレ、物品管理室、スタッフ宿泊室、緊急避難スペース（1部屋）

・居場所3 [REDACTED]

1ルーム：相談、緊急避難スペース

・連携ホテル

都内・全国各地に複数のホテルと連携する。連携ホテルが近くにない場合は、一般的なホテルを利用する。

② 支援方法

虐待や性暴力被害を背景に孤立・困窮した少女を緊急的に一時保護する場としてシェルターを運営する。

少女ごとに担当スタッフが付き、必要に応じて弁護士への相談や、学校、医療、児童相談所、行政、警察などへの同行支援を行う。特に、18歳未満の少女を保護する場合は、児童相談所に連絡を入れ、本人、児童相談所、当法人も交えてケース会議などを開催し、連携して支援を行う。

また、都内・全国各地に複数のホテルと連携し、必要に応じて当法人が部屋を借り、若年女性にシェルターとして提供する。ホテルの支配人やフロントの方には、利用者が当法人の支援を受けている女性だということを認識し、気になる様子があった場合は情報共有しながら見守りを行ってもらう。連携ホテルが近くにない場合は、一般的なホテルを利用する。

③ 職員の配置状況（人数や職種など）

支援員：職員5名（社会福祉士、キャリアカウンセラー、教員免許保持者、青少年支援の実務経験者など）

食事提供：職員1名

スーパーバイザー：2名（前婦人保護施設長、弁護士）

④ 心理的ケア等の医療機関との連携の状況（令和4年度の予定）

必要に応じて、連携する医療機関や医者を紹介し、相談や診察、治療を行う。

（4） 自立支援

① 支援方法（居住の確保の方法、就労支援の方法等）

必要に応じて弁護士と連携しながら、児童相談所や相談を受けた区市の女性相談などに同行支援を行い、児童養護施設や里親、自立援助ホーム、婦人保護施設などの中長期的な暮らしの場を探す。当法人が自主事業として行っている中長期シェルターにつなぐことも選択肢の1つとして検討する。

シェルターでの保護や自立支援寮を利用しない少女に対しても、就労相談、情報提供、就労体験、研修の提供、面接練習や履歴書の書き方講座の開催、職場見学会などを行う。

これまで、身寄りがなかったり、家族から身を隠して生活しなければならない場合も多く、出会った少女や、未成年の時につながり成人した女性たちで1人暮らしが可能な場合には、生活保護を利用するなどして、日常的な見守りを継続させるため、シェルターの近くなどでアパート転宅することもあった。他機関の施設に入所した者に対しても、定期的な連絡や食事、物品提供などを通して、継続的な関わりをし続けてきた。そのことによって、DVを受けたり、トラブルに巻き込まれたり、精神面や生活に関する困りごとがおきたり、妊娠したりした時に、すぐに相談してもらえるような関係性を保ち続けてきた。本事業においても、同様の継続的支援を関係機関と協議の上実施していく。

② 関係機関との連絡・調整方法（地域との関わり方なども見込まれる場合は記載）

渋谷区、新宿区とは、アウトリーチの拠点、居場所の提供などの協力を得て連携を行う。また、福祉の支援が必要な場合は自治体の福祉窓口と連携して支援を行う。18歳未満の児童の支援に関しては、児童相談所と連携して支援を行う。その他、警察やハローワーク、学校などとも必要に応じて連携し、行政機関に繋ぐときには当法人スタッフや連携弁護士などの支援者が同行し、必要に応じてケース会議を開催するなどして、関係機関との調整、連携を行う。

③ 職員の配置状況

支援員：職員5名（社会福祉士、キャリアカウンセラー、教員免許保持者、青少年支援の実務経験者など）

スーパーバイザー：2名（前婦人保護施設長、弁護士）

4 事業所要額（対象経費の具体的な内訳を記載）

事業所要額合計：45,578,000 円

【内訳】

人件費：23,290,000 円

- ・支援職 10,560,000 円（月 30 万円×12 か月×2 名：720 万円、月 20 万円×12 か月×1 名：240 万円、月 5 万円×12 か月×1 名：60 万円、月 3 万円×12 か月×1 名：36 万円）
- ・宿直スタッフ 2,390,000 円（待機 5 千円×170 回：85 万円、宿直 1 万円×154 回：154 万円）
- ・事務職 9,180,000 円（月 30 万円×12 か月×1 名：360 万円、月 25 万×12 か月×1 名：300 万円、月 10.5 万円×12 か月×1 名：126 万円、月 6 万円×12 か月×1 名：72 万円、月 5 万×12 か月×1 名：60 万円）
- ・税理士 580,000 円（月 4 万円×12 か月+決算対応 10 万）
- ・社労士 580,000 円（月 4 万円×12 か月+諸申告 10 万）

事務所・居場所運営費：6,416,000 円

- ・一時シェルター家賃 2,832,000 円（月 7 万円×12 ヲ月：84 万円、月 16.6 万円×12 ヲ月：199.2 万円）
- ・事務所家賃 1,200,000 円（月 10 万円×12 ヲ月：120 万円）
- ・物品保管倉庫家賃 240,000 円（月 2 万円×12 ヲ月）
- ・水道光熱費 426,000 円（電気代 25 万円、ガス代 5.6 万円、水道代 12 万円）
- ・シェルター改装費 1,718,000 円（壁紙・床張替え、部屋クリーニング、キッチン装備取り換え、鍵交換など）

給食費：1,554,000 円

- ・同行支援食事代、食事提供時の材料費など

通信運搬費：896,000 円

- ・携帯電話代 528,000 円（月 4.4 万円×12 ヲ月）
- ・インターネット代 276,000 円（月 2.3 万円×12 ヲ月）
- ・相談用アプリ使用料など 92,000 円（月 12,200 円×12 ヲ月、左記の内 92,000 円を本予算より充当）

医療費：800,000 円

- ・相談者医療費

消耗品・備品購入費：2,448,000 円

- ・バスカフェ用備品（テーブル、イス、テント幕など）、シェルター用家具家電（エアコン、洗濯機、布団、衣類、食器、生理用品など）、事務局用消耗品（文具、印刷用紙など）

旅費交通費：1,770,000 円

- ・ガソリン代 240,000 円（バス・その他支援用車両、月 2 万円×12 か月）
- ・相談時など移動交通費 1,330,000 円
- ・スタッフ研修参加時旅費 200,000 円（支援団体実地研修移動費・宿泊費）

宿泊・生活支援費：1,440,000 円

相談者ホテル宿泊費・生活費（1 万円×144 回分）

車両関連費：1,956,000 円

- ・月極駐車場代 336,000 円（①月 1.5 万円×12 ヶ月、②年 16 万円、左記の内 336,000 円を本予算より充当）
- ・タイヤ交換費用 120,000 円
- ・バス修繕費用 1,500,000 円（ラッピング、故障箇所修繕）

各種保険：4,200,000 円

- ・スタッフ法定福利費 4,200,000 円

会議費：263,800 円

- ・会議室代など

ソフトウェア：544,200 円

- ・情報管理システム管理費（月 45,350 円×12 か月）

5 団体の職員数（令和 4 年 4 月 1 日現在）

15 名